

# 極東経済特区への外資進出状況:TORを中心に\*

日本大学生物資源科学部准教授 菅沼桂子

ERINA 調査研究部研究主任 志田仁完

## 要旨

本稿では、ロシア極東地域に創設された2つの経済特区の中でも特に先行発展区 (the Advanced Special Economic Zones: TOR) について検討を行った。その結果、TOR の入居企業への外資系企業の関与形態には、入居企業に出資する直接関与のケースと、入居企業には直接出資していないものの入居企業の設立者に出資する間接関与のケースがあることがわかった。そして、キプロス企業の場合には間接関与のケースも多い一方で、日本企業の場合、全ての入居事例で直接関与の形態が取られていたことが確認された。他方で、外国人が個人として入居企業に出資している場合、その出資者の国籍を判別することは非常に困難である。

キーワード:ロシア極東地域、経済特区、先行発展区 (TOR)、外国投資家、日系企業  
JEL classification: F23, O22, R58

## 1. はじめに

ロシアによるクリミア併合に対する欧米諸国などからの経済制裁によって、ロシアの「東方シフト」戦略は強化された<sup>1</sup>。そして、2012年には、ロシアで初めてアジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議がウラジオストクで開催されるとともに、ロシアにとって長年の課題である極東開発を専門とする極東開発省が創設された。さらに2015年には、先行発展区 (TORもしくはASEZ) やウラジオストク自由港 (SPVもしくはFPV) といい、いわゆる「特区」が設立された。また同年からは毎年、APEC後に極東連邦大学のキャンパスとなった場所で東方経済フォーラムが開催され、同国際会議にはプーチン大統領も出席している。

このように、政治的に近年急速に拡充が図られている極東地域であるが、上述の通り、同地域では2つのタイプの「特区」

が設立されている。両特区の内 TOR の方がSPVよりも先に連邦法によって承認され、施行された<sup>2</sup>。

SPVは「ウラジオストク」の名を冠した特区であるが、沿海地方のウラジオストク市だけに限らず、ハバロフスク地方、サハリン州、カムチャツカ地方及びチュクチ自治管区にもその制度の対象となる区域がある<sup>3</sup>。TORに関しては、2018年末時点で極東地域に18カ所設立されている。上記の特区に投資家を呼び込むために、利潤税及び財産税については当初5年間課税されないなどの税制上の特典に加え、外国人労働者の雇用を割り当てなしでできることや保税区 (Free Customs Zone) の制度が適用され得ることなどの行政上の特典も用意されているが (極東開発公社のウェブサイト<sup>4</sup>; 志田、2018)、その優遇条件の内容は両特区で概ね同じである。その一方で、両特区で大きく異なる点は、投資額

の最低金額、実施可能な事業分野、インフラ整備への優遇措置の有無といった入居要件である。すなわち、必要とされる投資額がTORでは最低50万ルーブルと少額であるのに対し、SPVでは入居契約から3年以内に500万ルーブルを投じなければならない。他方で、TORでは事業として承認される業種が規定されているのに対し、SPVでは逆に禁止される業種が規定されている。またSPVでは、入居者になるためには、入居希望企業の既存事業ではなく新規事業を立ち上げなければならない。他方で、TORの入居希望者は、申請時の審査において経済効果などが評価されることが規定されている。さらに、TORは財政資金でインフラ整備が行われる一方で、SPVではインフラ整備への財政支援は行われないのである (極東開発公社; JIIA、2017、74-75ページ; 志田、2018)。

極東開発公社 (以下、公社) によれば、

\* 2018年度北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同利用・共同研究「プロジェクト型」公募研究助成 (研究代表:志田仁完環日本海経済研究所研究主任) 及び科学研究費補助金基盤研究 (B) (海外学術調査) (研究代表:徳永弘昌関西大学商学部教授、課題番号:17H04553) による成果の一部である。2019年2月13日に北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターで行われた研究会において、田畑伸一郎教授 (北海道大学)、新井洋史環日本海経済研究所調査研究部長、そしてカンビクトリヤ准教授 (帝京大学) より、有益な示唆や助言を頂いたことに深く御礼申し上げる。また朱永浩准教授 (福島大学) には、中国企業のウェブサイトの保有状況に関してアドバイスを頂いたことに深謝申し上げます。

<sup>1</sup> 「東方シフト」戦略自体は、2006年12月の安全保障会議で提起された (JIIA、2017、8ページ)。

<sup>2</sup> TORは2014年12月29日承認、2015年3月施行 (連邦法第473号)、SPVは2015年7月13日承認、同年10月施行 (連邦法第212号) である (志田・新井、2018)。

<sup>3</sup> 新井によれば、SPVの制度の前評判が高かったため、他の地域でも導入すべきであるという議論が起こったことから対象地域が拡大されることになったことが指摘されている (JIIA、2017、73ページ)。尚、2018年11月、これまでシベリア連邦管区に含まれていたブリヤート共和国とザバイカル地方を極東連邦管区に編入する大統領令 (2018年11月3日付の第632号) が署名されたため、今後は、現在極東連邦管区に適用されている特別措置が上記2地域にも適用されることになる (2018年11月5日付けJETROのビジネス短信「2連邦構成体を編入、ロシア極東地域が拡大」)。これに伴い、ブリヤート共和国にはTOR「ブリヤートチヤ」が、ザバイカル地方にはTOR「ザバイカリエ」が設立されることになった (2019年3月14日付 РИА НОВОСТИ の「В Бурятии и Забайкалье создадут территории опережающего развития」)。

<sup>4</sup> 詳細は、極東開発公社のウェブサイト (<https://ercd.ru/>) を参照されたい。

SPVの(1)累計入居者数、(2)新規雇用数、(3)投資額は、2016年には、累計入居者数は116件、新規雇用数は2万1606人、投資額は1180億ルーブルであったが、2018年には同様に、(1)1057件、(2)6万29人、(3)5820億ルーブルまで増加した。また同様に、TORについても進展が見られる。すなわち、TORが創設された2015年には9カ所のTORが設立され、21件の入居者が登録され、7666人分の新規雇用が生まれ、投資額は1億8700万ルーブルであったが、2018年には、対象区域は18カ所、入居者累計数は330件、新規雇用数は5万6813人、投資額は23億3700万ルーブルまで増加したのである<sup>5</sup>。

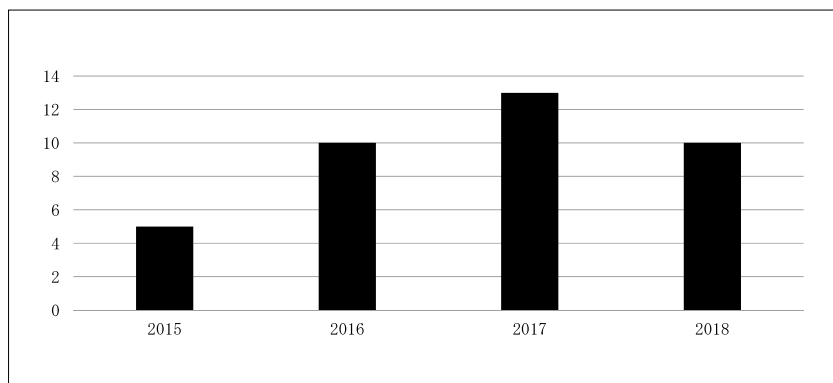
上記2種類の特区は、先述の通り割り当てなしで外国人労働者を雇用できるといった行政上の特典が提示されていることからわかるように、外国投資家の誘致も念頭に置かれている。そこで本稿では、両特区の中でも先に設立されたTORに注目し、次節においてTORにおける外資系企業の動向を分析し、第3節では外資を有するTOR入居企業の所有構造を考察し、第4節では日系企業のTORへの進出状況を紹介し、最後に結論を述べる。

## 2. 先行発展区(TOR)における外資関与入居企業の動向

本節では、ロシア極東地域で設立されたTORにおける外資の動向について概観する。

初めに、図1によれば、TORが設立された2015年から2018年にかけての外国企業及び外資を有する企業(以下、外資関与企業と略)の入居登録件数(累計)は、2018年末時点で38社であった<sup>6</sup>。2015年には5件であった外資関与企業の入居登録件数(各年)は、2016年には10件、2017年には13件まで年々増大したものの、

図1 外資関与企業の入居登録件数(件数、各年)



出所：極東開発公社の入居者リスト及びList-Org (<http://www.list-org.com/>) や ЗАЧЕСТНЫЙБИЗНЕС (<https://zachestnybiznes.ru/>) 等の企業情報提供サイトより筆者作成  
注：TORへの入居件数は計351件(2018年12月31日時点)。

2018年には10件に減少した。

次に、連邦構成主体別の外資系企業の入居登録状況について述べる。極東連邦管区の中でTORは、別の種類の特区に規定されているマガダン州を除く全ての連邦構成主体に全部で18カ所設立されている。その中で最も多くTORが設立されたのは沿海地方であり、同地域に最多となる11件の外資関与企業の入居登録がなされている。その次に多くの外資関与入居企業を有する連邦構成主体は、3カ所のTORが所在するハバロフスク地方(10件)であり、第3番目はチュクチ自治管区(1カ所のTORに6件)であった(表1)<sup>7</sup>。

さらに、外資関与企業の入居登録状況をTOR別で見ると、入居件数が多い上位3つのTORは、「ナデジデンスカヤ」(沿海地方)と「ベリゴフスキー」(チュクチ自治管区)にそれぞれ6件、そして「ハバロフスク」(ハバロフスク地方)に5件であった。その一方で、「石油化学」(沿海地方)、「ペロゴルスク」と「ズヴォボドヌイ」(それぞれアムール州)、そして「ユジナヤ」と「クリル」(それぞれサハリン州)の5カ所(全体の27.8%)のTORには外資関与企業が入居していないのである。

TORの入居者リストに記載されている外資関与入居企業の事業対象分野は、工業のみを対象とする企業が最も多く52.6%(20件)、次に多いのがサービス業のみで28.9%(11件)、鉱業のみは13.2%(5件)であった。このことから、TORに入居した外資系企業の事業分野の中心が工業であることがわかる(図2)<sup>8</sup>。

最後に外資関与入居企業のTORからの撤退動向であるが、いったん入居登録された外資関与入居企業に関しては、現在のところ入居登録が抹消された事例は見られない。

次節では、TORの外資関与入居企業の国別の状況を概観するとともに、そこから見えてくる複雑な所有構造について考察する。

## 3. TORの外資関与入居企業の所有構造

本節では、公社が公表する入居者リストに記載された外資を有するTORの入居企業の出身国の状況と、入居企業の設立者情報からでは一見わかりづらい複雑な所有構造の特徴について考察する。

<sup>5</sup> TORの入居者リストは極東開発公社のウェブサイト(<https://erdc.ru/about-tor/>)から入手可能である。2018年末時点でのTORの入居登録は全部で351件であった。ただし、上記の件数は、極東開発公社のウェブサイトで言及されている件数(330件)とは異なる。その理由は、前者(351件)がこれまでの合計の入居者数であるのに対し、後者(330件)では、撤退件数を差し引いているものと思われる。

<sup>6</sup> 登録者の所有構造については、殆どをList-Org(<http://www.list-org.com/>)の企業情報提供サイトで調査した。しかしながら、上記ウェブサイトは2019年5月30日現在使用出来ない状況にあるため、ЗАЧЕСТНЫЙБИЗНЕС(<https://zachestnybiznes.ru/>)等のその他の企業情報サイトも適宜利用した。

<sup>7</sup> ただし、企業の所有構造を見ていくと、全ロシア所有形態区分(Общероссийский классификатор форм собственности:ОКФС)上では、外資が含まれている区分に属しているにも関わらず、個人の場合、その名前からは国籍が判別できない場合も多い。具体的には、外国法人所有(ОКФС23)、外国人及び無国籍者の所有(ОКФС24)、そして民間及び外国の共同所有(ОКФС34)である。そのため、後述の通り、個人の外国人投資家については表1から除外している。

<sup>8</sup> ただし図2では、実際に入居者リストに記載されている詳細な分類を「鉱業のみ」、「工業のみ」、「サービス業のみ」、「複数分野」の4つに大別したものである。従って、「工業」といっても実際には、「自動車等の生産」や「化学製品の生産」等の多岐にわたる分野が含まれている。

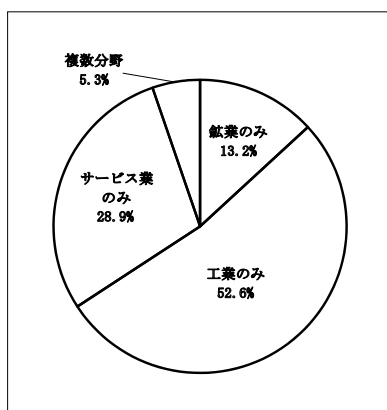
表1 極東連邦管区の TOR と外国投資家の入居件数及びその出身国一覧<sup>1)</sup>

所在連邦構成主体	TOR の名称	関与する外国投資家 <sup>2)</sup>				
		外国資本関与の入居企業		入居企業の設立者が外国企業		入居企業の設立者の設立者が外国企業
		企業数	OKFC <sup>3)</sup>	企業数	国名(件数)	企業数 国名(件数)
1	ナデジデンスカヤ	6	34:24	2	日本(2)	
2	ポリショイ・カメニ	3	34:23	2	オランダ(1) シンガポール(1)	
3	沿海地方	0		0		
4	石油化学	0		0		
5	ミハイロフスキー	2	16:24	0		ベトナム(1) イギリス(バーミン諸島)(1)
6	ハバロフスク	5	16:34	2	日本(2)	4 キプロス(4)
7	ニコラエフスク	1	23	1	キプロス(1)	
8	コムソモリスク	4	16:34	2	日本(1)	3 キプロス(3)
9	プリアムールスカヤ	3	34:23	3	中国(3)	1 中国(設立企業と同企業)
10	アムール州	0		0		
11	ベロゴルスク	0		0		
12	ズヴォボドヌイ	0		0		
13	エジナヤ	0		0		
14	サハリン州	1	34	1	日本(1)	
15	クリル	0		0		
16	南ヤクーチヤ	2	16:34	0		1 スウェーデン(1)
17	カンガラススイ	3	34:49	2	日本(1) リトアニア(1)	1 中国(1)
18	ユダヤ自治州	1	24	0		
19	チュクチ自治管区	6	16:23:24:34	4	キプロス(4)	
20	カムチャツカ地方	1	16	0		
関与方法別合計		38		19		12

出所:入居者の情報に関しては、極東開発公社のウェブサイト(https://investmap.ercd.ru/)及びTORレジデントリスト(https://ercd.ru/en/about-tor/)、所有構造に関してはList-Orgのウェブサイト(https://www.list-org.com/)あるいはЗАЧЕСТНЫЙБИЗНЕСのウェブサイト(https://zachestnybiznes.ru/)等の企業情報提供サイト(無料版)から筆者作成

注:1)企業数は2018年12月末時点。当時の入居企業総数は351社。2)「外国資本関与の入居企業」の中には、入居企業の設立者が外国企業のみである場合やロシア企業との合併の場合、そして個人の外国投資家を含む場合等、様々な形態がある。しかし、外国投資家の関与を有するか否かに関しては、全ロシア所有形態区分(OKFC)及び設立者情報の出資構造から、それらを判別することが可能である。また外国企業に関しては、企業の所在地情報からその出身国を判別することができる。しかしながら個人投資家については、出資構造から外国人か否かに関する情報を得ることができない。そのため、本表では判別可能な法人形態の外国投資家のみ抽出し、個人投資家は含まれていない。従って、「外国資本関与の入居企業」の件数と、「入居企業の設立者が外国企業」及び「入居企業の設立者の設立者が外国企業」の合計数と一致しない場合もある。加えて、1つの入居企業の設立者等に外国企業や外国人が複数含まれるケースもある。3)全ロシア所有形態区分(Общероссийский классификатор форм собственности: OKFC)。OKFCの番号の詳細は、以下の通り。民間所有(Частная собственность, OKFC16)、外国法人所有(Собственность иностранных юридических лиц, OKFC23)、外国人及び無国籍者の所有(Собственность иностранных граждан и лиц без гражданства, OKFC24)、民間及び外国の共同所有(Совместная частная и иностранная собственность, OKFC34)、その他の混合のロシア所有(Иная смешанная российская собственность, OKFC49)。

図2 活動分野別外資関与企業の割合(全38件)



出所:極東開発公社の入居者リストより筆者作成

初めに、ロシア極東地域の特区関係者でもある極東発展省のパーヴェル・ヴォルコフ次官(当時)等が公表したTORの外国投資家数を紹介する(Volkov et al., 2018; 表2)。

表2によれば、2018年前半までのTORにおける外国投資家の累計数は31件である<sup>9)</sup>。その内訳を見てみると、外国投資家が多く入居しているTORとその入居件数は、(1)沿海地方の「ナデジデンスカヤ」(7件)、(2)ハバロフスク地方の「ハバロフスク」(5件)、(3)沿海地方の「ポリショイ・カメニ」、サハ共和国の「カンガラススイ」及びユダヤ自治管区の「アムロ・ヒンガンス

カヤ」(各3件)となっている。

さらに、外国投資家の出身国とその入居件数は、(1)中国(12件)、(2)日本(7件)、(3)韓国(3件)、(4)オーストラリア(2件)、(5)イギリス、ベトナム、シンガポール、オランダ、リトアニア、イスラエル、キプロス(各1件)である(表2)。

次に、再び表1を見てみよう。表1によれば、外資関与入居企業の件数は、既述の通り38件である。その内、(1)それら入居企業の設立者が外国企業であり、かつその外国企業の出身国が判明するものは19件であった。さらに、(2)外資関与入居企業の設立者(設立企業)の設立者が

<sup>9)</sup>ただし、記載された外国投資家数を含む入居者数の数値がいつの時期のものであるかは、詳細の明記が出典にはないため不明である。しかしながら、出典の第6章から、2018年前半の数値であると考えられる。

表2 TORに進出した外国投資家数

所在連邦構成主体	TORの名称	外国投資家の出身国											外国投資家数
		日本	中国	韓国	オーストラリア	イギリス	ベトナム	シンガポール	オランダ	リトアニア	イスラエル	キプロス	
沿海地方	ミハイロフスキー					1	1						2
	ナデジデインスカヤ	3	3	1									7
	石油化学												0
	ポリシヨイ・カメニ			1				1	1				3
カムチャツカ地方	カムチャツカ			1									1
アムール州	ズヴォボドヌイ												0
	ペロゴルスク												0
	プリアムールスカヤ		2										2
サハ共和国	カンガラススイ	1	1						1				3
	南ヤクーチヤ												0
ハバロフスク地方	ハバロフスク	2	2								1		5
	コムソモリスク		1										1
	ニコラエフスク											1	1
ユダヤ自治管区	アムロ・ヒンガンスカヤ		3										3
サハリン州	エジナヤ												0
	山の空気	1											1
	クリル												0
チュクチ自治管区	ベリンゴフスキー				2								2
国別の外国投資家数の合計		7	12	3	2	1	1	1	1	1	1	1	31

出所: Volkov et al. (2018), pp. 20-23より筆者作成

注: 出典では、アムール州のペロゴルスク (Belogorsk) となるべきところが、ベリンゴフスキー (BERINGOVSKY) と誤って表記されている点に注意が必要である。また、データの出所時期の詳細な明記がないものの、2018年前半の数値と考えられる (56ページ参照)。

外国企業であり、かつその出身国まで追跡できる企業は12件であった。上記(1)及び(2)の出身国の内訳を見てみると、(1)では、日本(7社)、キプロス(5社)、中国(3社)、オランダ・シンガポール・リトアニア(各1社)の順に多かった。同様に(2)では、キプロス(7社)、中国(2社)、ベトナム・イギリス領バージン諸島・スウェーデン(各1社)であった。この結果、TORにおける外資関与入居企業に何等かの形で出資している外国企業の出身国は、キプロス(12社)、日本(7社)、中国(5社)の順に多く、それ以外のオランダ・シンガポール・リトアニア・ベトナム・イギリス領バージン諸島・スウェーデンはそれぞれ1社であった。ただし、上記(2)の中国企業(1社)においては、外資関与入居企業の設立者と、さらにその設立者の両方に同じ企業が含まれており、そ

れを除くと、単独の企業数では中国は4社となる(表1<sup>10</sup>)。

以上から、筆者による表1とVolkov等による表2を比較すると、国別の外国投資家数とその出身国の構成が、両者では大きく異なることがわかる。それは特に、キプロスと中国において顕著である。すなわち、既述の通り表1では、単独の国別外国企業数の上位にはキプロス(12社)、日本(7社)、中国(4社)が入っている一方で、同様に表2では、中国(12件)、日本(7件)、韓国(3件)となっており、キプロスや中国のプレゼンスに大きな差が見られるのである。それ以外にも、表2では存在が確認されている韓国(3件)、オーストラリア(2件)、イスラエル(1件)が表1では確認されなかった一方で、表1で所在の確認されたスウェーデン(1件)が表2には存在していないという違

いもある<sup>11</sup>。ただし、表1と表2のデータの収集時期が異なる点には若干注意が必要である。すなわち、前者のデータの収集時期が2018年末までである一方で、後者は、既述の通り明確な時期は不明であるものの2018年前半までであると考えられる。しかし、TORの入居者リスト及び企業の設立者情報によれば、管見の限り、2018年後半(具体的には入居者リストへの登録日が2018年7月以降)において、外資関与企業の入居件数は3件(TORの入居者リスト番号:290,326,351)である。その内、上記290番のTOR「南ヤクーチヤ」の入居企業「ニトロ・シベリア・ヤクーチヤ」社の設立者の中に工業爆薬を生産販売するスウェーデン企業Dyno Nobel Sweden AB社<sup>12</sup>が含まれていることから、上述のデータ収集時期の違いによって、表1には含まれて

<sup>10</sup> 表1の「外国資本関与の入居企業」の中には、入居企業の設立者が外国企業のみである場合やロシア企業との合併の場合、そして個人の外国投資家を含む場合等様々な形態があるが、全ロシア所有形態区分(OKFC)やその設立者情報からそれを判別することが可能である。また外国企業に関しては、企業の所在地情報からその出身国を判別することができる。しかしながら、個人投資家については外国人か否かに関する情報を得ることができない。そのため、本表では判別可能な法人形態の外国投資家のみを抽出し、個人投資家は含めていない。従って、「外国資本関与の入居企業」の件数と、「入居企業の設立者が外国企業」及び「入居企業の設立者の設立者が外国企業」の合計数と一致しない場合もある。加えて、1つの入居企業の設立者等に外国企業や外国人が複数含まれるケースもある。

<sup>11</sup> 表2のイギリスに関しては、表1のイギリス領バージン諸島のことと考えられる。

<sup>12</sup> Orica社のウェブサイト等によれば、工業爆薬を手掛けるオーストラリアのOrica社がDyno Nobel社の工業爆薬部門を買収したため、現在、Dyno Nobel Sweden AB社の親会社はOrica社である。

いるものの表2に含まれなかった国の1つがスウェーデン企業の同社であると考えられる。しかし、それ以外の2社(326番及び351番)については、前者の設立者が個人投資家である一方で、後者の設立者は法人ではあるものの、無料で公開されている企業情報提供サイトでは、外国投資家の特定には至らなかった。他方で、表2には含まれているにも関わらず表1には含まれないTOR「ベリンゴフスキー」のオーストラリア投資家(2件)の内の1件は、ベーリング炭田の開発を行うTigers Realm Coal (TIG)であると考えられる<sup>13</sup>。しかしながら、調査期間の違いを考慮した上でもキプロス企業と中国企業<sup>14</sup>における差異の発生原因は不明である。

それでは、上述のような違いを引き起こしている原因は如何なるものであるのか。入居者リストの情報に加え、全ロシア所有形態区分(OKFC)及び設立者の情報から考えられ得る原因は以下である。第1に、企業の設立者情報では個人投資家の国籍を識別できない点である。TORの入居企業の設立者を辿っていくと、個人投資家がオーナーであるケースが散見される。しかしながら、企業の設立者が法人の場合にはその所在地が明記されている場合が多く、その住所から出身国を判別することが可能である。他方で、それが個人の場合には、そもそもそのような所在地の明記がないため、その個人がロシア人なのか外国人なのかさえ識別することができない。中には、個人の名前から多少推察できる場合もあるが、個人の設立者の国籍を確認することは困難である。そのため、OKFC及び設立者の情報から外国投資家の出身国を判別している表1には個人投資家は含まれていない<sup>15</sup>。そのため、表2に個人投資家が含まれる場合には結果

に差が生じるが、出典からは個人投資家が含まれているか否かを知ることができない。筆者の一人である Volkov 氏は特区関係者であるため、個人投資家の出身国に関する情報を有している場合、個人投資家も含まれている可能性がある。実際に、OKFC及び企業の設立者情報を用いた筆者の調査では、外資関与入居企業の設立者の中に外国系とみられる名前の個人の存在が複数確認されている。例えば、TOR「ポリショイ・カメニ」に入居した「ホテル・プライド」社(リスト番号126)は民間と外国の共同所有(OKFC34)の企業であるが、3人の設立者の内の1人の名前(Юн Чанг Хён: ユン・チャング・ヒョン)から外国人と思われる<sup>16</sup>。しかしながら East Russia<sup>17</sup>によれば、ホテル・プライド社は、韓国企業 LS Networks 社の組織体である。従って、表2の TOR「ポリショイ・カメニ」への韓国投資家が同社であると考えられるが、その事実を企業の設立者情報からは確認することができない。

また、企業の設立者に個人の投資家が複数含まれている場合、その名前からはどの人物が外国人なのかかわからない場合がある。例えば、アムール州の TOR「プリアムールスカヤ」の入居企業「エコライフ」(リスト番号237)の所有形態区分は、先のホテル・プライドと同じく民間及び外国の共同所有であるが、同社の設立者はオブホフ・ゲヴォルク・ラディコピッチ氏とヤズベンコ・アレクセイ・ミハイロピッチ氏となっており、彼等の名前からはどちらが外国籍なのかの判断すらできないのである。

上記の2つのケースと同じような事例が他にもあると考えられるが、当然このようなケースは表1と表2における結果の乖離を生じさせるであろう。

表1と表2における結果の乖離を生じさ

せる要因の第2は、出資形態に関して表面的にはわかり難い外国投資家による隠れた関与(間接関与)が見られる点である。すなわち、(1) TOR 入居企業自体の設立企業となっているケース(直接関与)に加え、(2) 同設立企業の設立者や、さらなる設立者になっているケース(間接関与)も行われているのである。上記(2)のケースはキプロス企業に多いといえる。例えば、キプロス企業においては、上記(1)のケースでは、表2にも1社あることが指摘されているハバロフスク地方の TOR「ニコラエフスク」に入居する外国法人所有(OKFC23)の「NGK レスルス」社(リスト番号210)が該当する。同社の設立者はキプロスのリマソールにある「ドゥバステ・インベストメンツ・リミテッド」社である。他方で、(2)のケースには TOR「ハバロフスク」の入居企業「ハバロフスク管工場」(リスト番号48)等がある。同社は民間所有(OKFC16)であるが、その設立者は外国法人所有(OKFC23)の「グループ・ポリプラスチック」社(出資比率99.95%)と個人(1名)とされている。しかし、同社の法定住所はモスクワ市となっており、それだけではどこの国の外国法人が同社を所有しているのかわからない。そこでさらに、同社の設立者を調べてみたところ、3社のキプロス企業<sup>18</sup>が同社の所有者になっていることが判明した。従って、このような表面には表れない深奥の出資関係の中に、TOR 入居企業に間接的に関与する外国企業が存在しているケースがあるのである。ただし、それはキプロス企業に限った事例ではなく、他国企業においても見受けられる。Volkov 等の調査(表2)には上述のような間接関与のケースが含まれていない可能性があり、それが表1と表2における外国投資家数並びにその出身国数の乖離を生じ

<sup>13</sup> 2017年9月6日付 East Russia (<https://www.eastrussia.ru/en/material/ozhivlyayushchiy-ugol/>)。

<sup>14</sup> 中国企業の進出先として多いのはアムール州の TOR「プリアムールスカヤ」(3件)である(表1)。しかし、3件の内の2件で、同一企業による複数の入居企業への関与が行われており、単独の企業数では2社になる。ただし、このケースにおいては、同一の入居企業における同一の外国企業による複数の段階に跨る出資ではないため、それぞれ件数に含めて3件としている。また、企業の設立者情報等から、その2社はいずれもアムール州の対岸に位置する黒河市の所在地であり、様々な出典からそれらは、「Meng Lan Xin He (Menglan Galaxy Energy Corporation)」と「黒河星河实业发展有限公司」と思われる。

<sup>15</sup> ただし、外資関与入居企業の数については、OKFCの情報から、外資関与企業の設立者が個人であっても件数に含めている。

<sup>16</sup> 残り2人は、その名前からロシア人と推察できる。尚、設立者情報の殆どは、List-Org で2019年1月に確認したものに基づく。但し、既述の通り同サイトが現在使用出来ないため、同じく企業情報提供サイトの ЗАЧЕСТНЫЙБИЗНЕС (<https://zachestnybiznes.ru/>) で2019年6月10日に検索し直したところ、前者の設立者が3人であったのに対して後者では2人であり、外国人と思われた人物の存在が後者では確認されなかったことから、その人物の持ち分(45%)がその他の2人に譲渡された可能性が窺える。しかしながら所有形態区分は、前者も後者も OKFC34である。

<sup>17</sup> 2017年7月7日付 East Russia (<https://www.eastrussia.ru/en/>)の記事「Korean LS Networks intends to build in the TOP “Big Stone” hotel for 600 million rubles」に基づく。

<sup>18</sup> それら3社は、ロシア以外の企業情報提供サイトから、(1) APG Polyplastic Group、(2) Inguniel Management Limited、(3) Gisborne Trading Limited であると思われる。

させた要因と考えられる。

以上から、TOR への入居企業にどれだけの外国投資家関与しているかに関しては、入居企業の設立者（直接関与のケース）まで調査しただけでは知ることのできない複雑な状況が存在していることが確認できたのである。

#### 4. 日本企業の TOR 進出状況

本節では、TOR への日系企業の進出状況を概観する。なお、表3には公社の入居者リスト及び企業情報提供サイトから日系企業が関与するものだけを抽出した一覧が示されている。2018年末時点まで、日系企業が関与する TOR 入居企業は5カ所の TOR で6件あり、それらの入居企業に関与する日系企業は7社に上る<sup>19</sup>。日系企業関与の入居企業件数は、2015年と2016年にそれぞれ1件であったが、2017年には4件に増加した。しかしながら、2018年には日系企業が関与する企

業の入居登録は1件もなかった。このような2018年における日系企業関与の入居企業数の減少は、外資関与入居企業数における2018年と同様の傾向を示している。

日系企業の中で最も早い2015年に TOR に進出したのは、日揮（JGC）を中心とする「JGC エバグリーン」社（TOR「ハバロフスク」に入居）である<sup>20</sup>。入居者リストに記載された同社の事業対象分野では「食料・飲料の生産及び関連サービスの提供」となっているが、具体的には、ハバロフスク市においてトマト等の野菜の温室栽培事業を行っている。また同社のパートナー企業は、ロシア企業「エネルギー・インバルス」社と、北海道銀行及び北海道ベンチャーキャピタルが出資する「道銀どさんこ3号投資事業有限責任組合（道銀どさんこ3号）」である<sup>21</sup>。

上記の日揮及び道銀どさんこ3号による TOR 進出を皮切りに、その翌年にはサハ共和国の TOR「カンガラススイ」に野菜の温室栽培を行う「サユリ」社が設立された。

同事業には北海道総合商事が参画している<sup>22</sup>。2017年には、上述の通り4件の日系企業関与の入居事例があるが、その内訳は、(1)北海道企業の丸新岩寺によるエジソハリンスクでの温泉事業<sup>23</sup>、(2)神奈川県企業の荒井商事とロシア企業スモトリとの共同でのウラジオストクにおける ELV (End of Life Vehicle) リサイクル事業<sup>24</sup>、(3)マツダとロシアのソラーズ社の合弁企業によるウラジオストクでの自動車生産事業<sup>25</sup>、(4)東京のプロスペクト社が RFP グループに出資するバレット生産事業<sup>26</sup>である。

日本企業が関与する TOR 入居企業の出資構造は、全てのケースにおいて入居企業に出資する直接関与のケースであり、第3節で指摘したような入居企業の設立者に出資するといった複雑な間接関与のケースは取られていない。この点が、日本の投資家数においては表1と表2の結果に乖離が生じていない理由であると考えられる。

表3 日系企業の TOR 進出状況

リスト番号	入居企業名	所在連邦構成主体	TOR名	所有構造	入居企業の設立者(日系企業のみ)	出資割合 (%)	出資額 (千ルーブル)	活動分野	協定締結日	協定有効期間	補足協定締結日
3	JGC エバグリーン	ハバロフスク地方	ハバロフスク	34	日揮 道銀どさんこ3号	82.2 4.5	851,960.0 46,600.0	食料・飲料の生産及び関連サービスの提供	2015.10.19	2021.12.31	2016.12.28
56	サユリ	サハ共和国(ヤクーチア)	カンガラススイ	49	北海道総合商事	3.0	5,000.0	食料・飲料の生産及び関連サービスの提供	2016.06.01	2085.05.25	2018.03.12 2018.07.10
121	ホノカサハリ	サハリ州	山の空気	34	丸新岩寺	49.0	14,700.0	レストラン・食品配達・健康活動	2017.03.30	2067.03.17	2017.06.18 2018.01.17 2018.05.21 2019.04.05
157	ターミネーター	沿海地方	ナデジデンスカヤ	34	荒井商事	49.0	29,409.8	有害廃棄物処理・リサイクル	2017.08.15	2085.06.24	2018.03.30 2019.05.07
159	マツダ・ソラーズ・マニファクチャリング・ルス	沿海地方	ナデジデンスカヤ	34	マツダ	50.0	750,000.0	自動車等の生産	2017.08.18	2085.06.25	
186	RFP木質バレット	ハバロフスク地方	コムソモリスク	34	プロスペクト	49.0	120,102.9	燃料バレット・練炭の生産	2017.10.10	2085.06.25	

出所:表1と同じ

注:所有構造については、表1の脚注3の全ロシア所有形態区分(OKΦC)の番号を参照。

<sup>19</sup> ただし、1つの入居企業に複数の日本企業が参画するケースもあるため、日系企業関与の入居企業の件数とそれらに関与する日本企業数は一致しない。なお、日本の報道では、沿海地方の TOR「ナデジデンスカヤ」の入居企業「プロメテイ」社(リスト番号148)に荒井商事が参画する合意文書が署名されたとされている(ERINA の2017年4月21日付コラム、<https://www.erina.or.jp/columns-today/129237/>)。しかし、ロシアのいくつかの企業情報提供サイトを見る限りでは、同社の設立者はロシア企業スモトリ社のみとなっている(2019年6月20日に再度検索)。

<sup>20</sup> 日揮のウェブサイト(<https://www.jgc.com/jp/projects/046.html>)。また同社は、ウラジオストク市内の SPV においてリハビリテーション施設の運営事業にも携わっている(<https://www.jgc.com/jp/projects/045.html>)。

<sup>21</sup> 北海道銀行のウェブサイト(<https://www.hokkaidobank.co.jp/common/dat/2014/0207/13917509261748860205.pdf>)。

<sup>22</sup> 北海道総合商事のウェブサイト(<https://hkdc.co.jp/project/202/>)。

<sup>23</sup> 2016年9月20日付「ロシア・ビヨンド」(<https://jp.rbth.com/business/2016/09/20/631605>)。

<sup>24</sup> 2017年9月21日付「ゲーネット自動車流通」([https://www.goonews.jp/news\\_detail.php?view=auto&id=6658](https://www.goonews.jp/news_detail.php?view=auto&id=6658))。

<sup>25</sup> 但し、「マツダ・ソラーズ・マニファクチャリング・ルス」社は、TOR が設立される以前から沿海地方で事業活動を行っていた。しかしながら TOR の設立後に、同社が TOR「ナデジデンスカヤ」の入居企業になることがロシア政府によって承認された(ERINA の2017年8月8日付 NEA Today、<https://www.erina.or.jp/columns-today/130229/>)。

<sup>26</sup> 2016年12月16日付プロスペクト社の決算・IR 情報(<https://www.prospectjapan.co.jp/ir/pdf/rfpgp161216.pdf>)。

## 5. おわりに

本稿では、ロシア極東地域における地域開発政策の一つである特区の中でも特にTORに関して検討を試みた。その結果、以下のような特徴があることがわかった。第1に、外資が関与するTOR入居企業件数は、2015～2017年まで増加したものの、2018年には減少し、2018年末時点の累計で38件（入居企業の累計数は351件）であった。第2に、このような2018年における減少傾向は、日本企業が関与する

TOR入居企業の動向においても同様に見られた。第3に、2018年末時点までに設立された18カ所のTORの中では、「ナデジデインスカヤ」（沿海地方）と「ベリンゴフスキー」（チュクチ自治管区）において外資関与入居企業数が最も多くなっている一方で、外資関与企業の入居事例が見られないTORも存在する。第4に、外資関与入居企業の事業対象分野は、工業のみの企業が最も多い。第5に、外資関与入居企業の出資形態においては、入居企業に出資する直接関与のケースだけでな

く、入居企業の設立者に出資する間接関与のケースも見られる。第6に、外資系入居企業の出身国で最も多いのはキプロス企業（12件）であるが、同国企業の場合、上述の間接関与のケースも多い。他方で、日本企業の場合、全ての事例で直接関与の形態が取られている。第7に、入居企業に個人が出資している場合、設立者情報には個人の国籍や所在地は明記されないため、出資者の国籍を追究することは困難である。

### <参考文献>

- 日本国際問題研究所（JIIA）『平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業「ポスト TPPにおけるアジア太平洋地域の経済秩序の新展開」ロシア部会「アジア太平洋地域における経済連携とロシアの東方シフトの検討」』2017年。
- 志田仁完「極東ロシア開発制度、日ロ協力、ロシアへの日本企業進出の最近の状況」MUFJ BizBuddy、2018年11月15日。
- 志田仁完・新井洋史「ロシアの対アジア経済政策の最近の動向」『ERINA REPORT PLUS』No. 143、2018年、14-20ページ。
- Volkov, P., D. Boyarko, E. Sachkov, A. Skorik and D. Garin, *The Far East - A Step Forward*, Far Eastern Branch Russian Academy of Science: Vladivostok, 2018.